広島県・広島県動物愛護管理推進協議会連携普及啓発等業務

公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

（目的）

第１条　広島県・広島県動物愛護管理推進協議会連携普及啓発等業務について，公募型プロポーザル参加者から提出された提案書の内容を公正，公平に評価するため，広島県・広島県動物愛護管理推進協議会連携普及啓発等業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（業務）

第２条　選定委員会は，次の業務を行う。

（１）評価基準の審査

（２）公募型プロポーザル参加者から提出された提案書の内容の評価

（構成員）

第３条　選定委員会は，次の委員をもって構成する。

　（１）広島県総務局県立総合技術研究所保健環境センター長

　（２）広島県健康福祉局食品生活衛生課長

（３）広島県健康福祉局食品生活衛生課食品衛生担当監

（４）広島県食肉衛生検査所長

（５）広島県動物愛護センター所長

２　委員の任期は，広島県・広島県動物愛護管理推進協議会連携普及啓発等業務委託契約を締結するまでとする。

　（委員長）

第４条　選定委員会に委員長を置き，広島県健康福祉局食品生活衛生課長をもって充てる。

２　委員長は，選定委員会を代表し，会務を総理する。

３　委員長に事故あるとき又は欠けたときは，あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　選定委員会は，委員長が招集し，委員長が議長となる。

２　選定委員会は，委員のうち４名以上が出席しなければ開くことができない。

３　選定委員会は，委員全員の同意があるときは，書面等により議事及び議決を行うことができるものとする。

（庶務）

第６条　選定委員会の庶務は，広島県健康福祉局食品生活衛生課が所掌する。

附　則

この要綱は，令和５年３月２日から施行する。